



キャンパス・ハラスメント 相談と解決までの流れ



相談は、キャンパス・ハラスメントを直接受けた人のほか、その人から依頼された人やキャンパス・ハラスメントを見聞した人も行えます。



1 相談予約（電話またはメール）

2 面談

相談者から事情を聞き、解決策を一緒に考えます。相談者の意向を確認しながら、必要に応じて関係部署と連携します。

3 調査委員会の設置

防止委員長*は必要と認めた場合に、調査委員会を設置します。調査委員会は関係者の事情聴取を含めた調査を行います。

4 キャンパス・ハラスメントに対する措置

防止委員会は調査委員会の報告に基づき、適切な措置を行います。特に悪質な事案については、学長または理事長が懲戒処分などの措置を講じます。



* キャンパス・ハラスメント防止委員会委員長

2026 年 7 月

ハラスメントのない キャンパスへ



相談受付窓口

場所：3号館2階

時間：10：00～17：00

TEL：0225-22-7713（内線2241）

E-mail：camhara((a))isenshu-u.ac.jp

※迷惑メール防止のためメールアドレスの@を((a))と表記しています。送信の際は@にしてお送りください。

キャンパス・ハラスメントとは

キャンパス・ハラスメントとは、「相手方の人格の尊厳を傷つけるような言動によって相手方に不快感もしくは不利益を与え、または相手方を差別的に取り扱い、もしくは不利益な取り扱いをすることによって相手方の人権を侵害し、学修、教育、労働及び研究の環境を悪化させる行為」をいいます。

キャンパス・ハラスメントは、大学などの場において生じる様々な嫌がらせの総称であり、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、SOGI（性的指向・性自認）ハラスメントなどを含みます。教員、職員、学生の誰もが加害者にも被害者にもなり得ます。

本学は、キャンパス・ハラスメントの防止に努めるとともに、発生したキャンパス・ハラスメントに対しては、できる限り速やかに、キャンパス・ハラスメントによって乱された秩序を回復し、学生及び教職員にとって快適に学び、研究し、または働く環境を確保するよう、努めます。



アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは「大学構成員の間で、教育・研究または職務関係などにおける権力・上位の立場、または優越的な地位などを背景に、他の構成員に対して行う、教育・研究、及び学生の修学上の権利を侵害したり、人格や尊厳を傷つけたりする、不適切で不当な言動」です。

学内だけでなく、ゼミ合宿や学会出張等の学外においても適用されます。



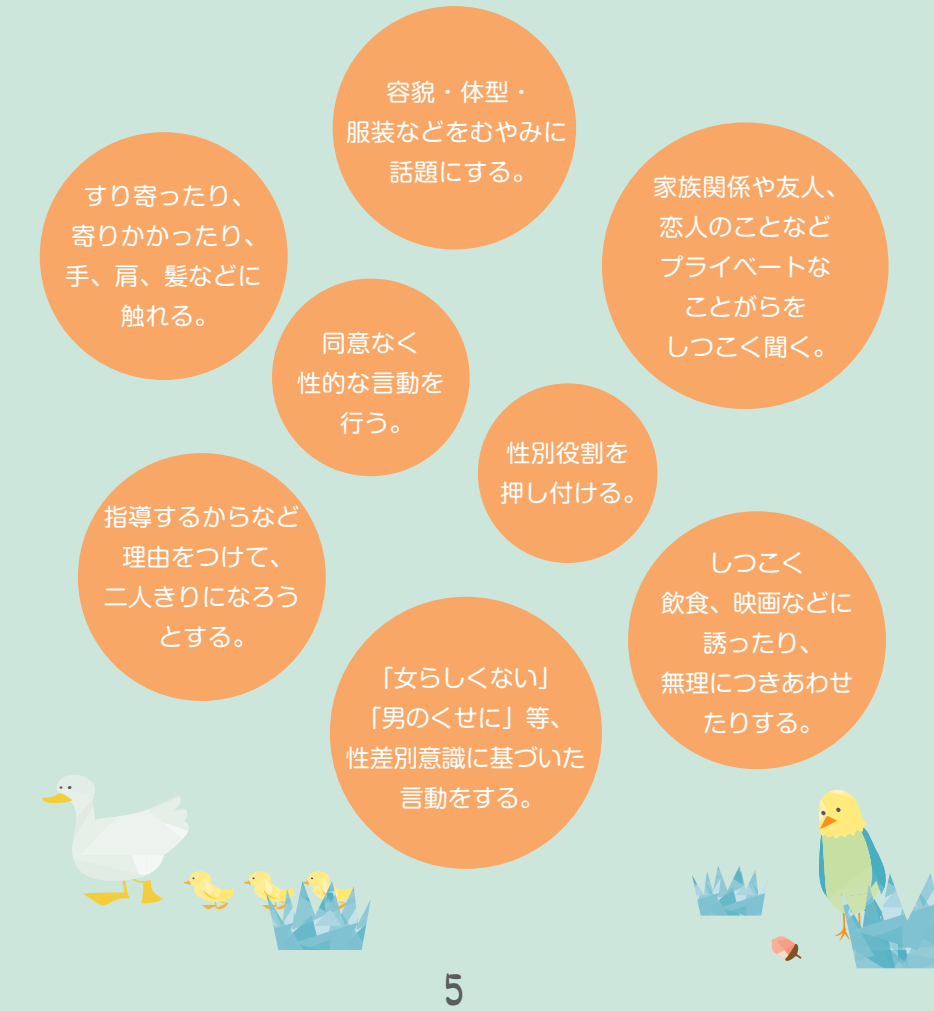
パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは「大学構成員の間で、優越的な立場にある者が、意図の有無にかかわらず、その地位または権限などを不当に利用し、これに抗しがたい立場にある者に対し、本来の任務の範疇を超えるような不適切な言動によって、人権や尊厳を侵害し、または精神的肉体的苦痛を与える、または周囲の環境を悪化させること」です。



セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは「本人が意図するとせざるとにかかわらず、相手から性的な言動であると受け止められ、それによって、相手を不快にし、脅威もしくは屈辱感を与え、または相手方の学び、研究、もしくは働く環境を悪化させる行為」です。



SOGI (ソジ) ハラスメント

SOGIとは、性的指向（好きになる性）Sexual Orientation・性自認（心の性）Gender Identity、それぞれの英訳のアルファベットをとった略称で、すべての人が持つ属性のことを言います。

SOGI ハラスメントとは、性のありように関して行う不適切な言動のことです。

差別的な呼称や
言動をするなどして
からかう。

周囲の理解を求める
ためにと言い、
カミングアウトを
強要する。

「あの人、本当は
男(女)なんだって」
などと噂する。

本人の了解を得ずに、
本人の秘密を他の人
に伝えるなどの
アウティング行為。



加害者にならないためには

キャンパス・ハラスメントは不当な行為で、被害者を深く傷つけ、ひいては大学の就労・修学環境を損ないます。

冗談のつもりでの発言でも、あるいは人間関係の潤滑油、親しみの表現と違ってとった行為でも、キャンパス・ハラスメントとされることがあります。単なる悪ふざけではすまされず、訴訟に至ることも珍しくありません。その行為によって被害を受けた人は精神的に苦痛を受けるだけでなく、大学を辞めざるを得ないように追い込まれることもあり、その後長い時間にわたって影響を残すことになります。このようにキャンパス・ハラスメントは、重大な被害をもたらすのです。本学の構成員は、キャンパス・ハラスメントの加害者にならないために、次の視点を持たなければなりません。

- (1) 各人の性格や個性の違いを理解するとともに、互いの人格を尊重し合い、自分がされて嫌なことは他人にはしない。
- (2) すべての構成員は、お互いが大切なパートナーであるという意識を持つ。
- (3) 修学上の、あるいは職務上の上位者は、自らの言動のもつ影響力を自覚し、常に相手への配慮を保つ。
- (4) 指導する立場にある者は、キャンパス・ハラスメントが研究する権利、教育を受ける権利及び良好な環境で就労する権利などを侵す人権侵害行為であることを認識し、研究、教育の本来のあり方を踏みはずすことのないよう、日頃から十分に注意をする。
- (5) 自らの言動が誤解を招かないように、日頃から周囲と十分なコミュニケーションを取るよう心がけ、相互の信頼関係を保つ。